

譜第といふが如き、その筋目によりて、それぐの符牒をつけて、人にも玄らせ、その家の矩模とも成様の目印にせし事なり、それより立身すれば、宿禰より朝臣にも進み升るなり、御目見以下より以上に進み、地下より殿上人に成といふの類ひなり、さてその加波禰といふ詞の意、玄るせしものいまだ見當らず、なにの故なる事を詳にせず、賀茂真淵の説には、阿加馬奈の意にて、阿は發語にて米を婆に通はしいへるならん、馬は吳音め、漢音ばなれば、相通ふ事にて、崇名の事なるべしといへり、是又その由故有ともいふべし、玄かれども古書にいまだ出さず、續日本紀第十あがめ、八に、孝謙天皇の御世に、雀部朝臣真人等が上表して、その先祖のかばねの事をいへる事有、そこに骨名と有、是徵とすべし、加波禰名の禰奈を約めて、禰とのみいふなり、姓氏はいへば相かねて借字に出たれども、實は骨名にて、あきらかにその故由は玄る、なり、さればこそ續日本紀廿九稱德天皇神護景雲三年五月丙申、宣命に云く、丈部姉女乎内都奴止爲氏、冠位舉給比根可婆禰改給比治給伎云々、是根かばねと書しにて、その意いよく明らかにして、人に骨あるが如くなるにたりへたり、骨の訓は、大根の意なり、或人は人根成べしといへれど、骨は禽獸皆有、人に限らず、

〔燕石襍志五下〕苗字或問

或問○申姓と戸は別歟、答云、姓の和訓加婆禰なり、日本紀に戸と書は假字なるべし、亦問、姓を加婆禰と和訓せし事、その義如何、答云、加婆禰は不易の義にて、加婆良禰歟、亦加婆保禰にて、皮骨の義なり、姓氏はなほ父祖の皮骨のごとしと一友人いひけり、今按するに、新撰姓氏錄の序に、氏骨とあれば、この義ちかし、中葉分脈と唱るも同意歟、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

姓の和訓、かばねなるに、拾芥抄末に姓戸と書玉へる、又無戸姓などいふ事も見えたり、戸をシカバ子とよむによりて、こにはカバ子と訓するにや、姓とかばねは異也と思ひ玉ひし訛舛は、は